令和元年労第400号

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

#### 事実及び理由

#### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長が平成31年1月25日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

## 第2 事案の概要

- 1 再審査請求人(以下「請求人」という。)は、A所在のB労働保険事務組合に労働保険事務を委託し、労働者災害補償保険法第35条の規定に基づく第二種特別加入者として労働局長から承認を受け、左官として従事していた。
- 2 請求人によると、平成30年4月4日、所有する倉庫において、店舗内の土間うち作業に使用するモルタルポンプを軽トラックに積み込もうとした際、ポンプが先に行ってしまい、前のめりの状態になり転倒し、右手の親指と人差し指、両膝及び右足親指をぶつけたとして、負傷当日、C医療機関に受診し、同年9月7日、同医療機関に再度受診し、「右膝関節捻挫」(以下「本件傷病」という。)と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)はこれを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたため、これを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官 が令和元年8月27日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、この決定を不 服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであるか。

第5 審查資料

(略)

- 第6 理 由
  - 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1) 請求人が申し立てる災害発生の事実について

請求人は、災害発生状況について、平成30年12月11日の聴取書において、「平成30年4月4日に、自分の倉庫内にあるモルタルポンプを1人で軽トラックに積み込もうとした際、モルタルポンプが先に行ってしまい、前のめりの状態になり転倒し、右手の親指と人差し指、両膝及び右足親指をぶつけたことにより、本件傷病を発症した」と主張するので、その状況について、以下検討する。

請求人は、倉庫内において1人で上記作業を行っていたため、目撃者はいないと述べているが、請求人は当時の状況について、前記平成30年12月11日の聴取書においては上記のように述べる一方、療養補償給付たる療養の給付請求書においては「モルタルポンプを積んでいるとき、右のすねがチカッと痛んで滑って転んで右足指をぶつけた。」と記載し、請求人の災害発生状況の説明は必ずしも一貫しない。

E医師は、平成31年1月7日監督署受付の意見書において、平成30年4月4日の受診時の状況について、要旨「災害当日の受診歴はあるが、災害についての申立ては不詳である。右膝痛の訴えがあったため、両膝のレントゲン撮影、右膝関節穿刺を施行。右手、右足親指についても外傷不詳。右膝について申立てがあったのは同年9月7日。以前からの腰痛と両膝変形性関節症は継続しており、経年的変形所見」とし、平成30年12月4日付け意見書においては、要旨「本件傷病の初診日は同年9月7日」と述べている。また、災害発生を主張する同年4月4日より後に、請求人が膝について受診したF医師も、平成30年12月27日の意見書において要旨「平成30年4月4日の災害の申し立てはなし。」としている。

これらの両医師の意見書の内容に照らすと、請求人は、災害発生当日にG医療機関を受診し関節穿刺の治療を受けたのは事実であると認められるものの、災害発生事実については、請求人が平成30年9月7日より前にE医師及びF医師に申し出た事実は確認することができず、前記E医師の意見書の内容から、災害発生当日、E医師は、請求人の本件傷病についてではなく、変形性関節症についての治療を行ったものとみるのが相当であり、外傷所見を認めるなどの請求人の主張を裏付ける事情はうかがえない。

したがって、決定書に説示するとおり、本件負傷の原因となった請求人の主張 する災害発生の事実は確認できない。

(2) 本件傷病が請求人の主張する災害によって発生したと認められるか

次に、請求人の主張する災害があったとして、本件傷病が請求人の主張する 災害によって発生したかどうかについて検討する。

E医師は、前記平成31年1月7日監督署受付の意見書において、要旨「右膝についての申立て日は平成30年9月7日。両膝痛は継続しており、レントゲン上、両膝関節に経年的な変形所見が認められ、以前から継続して治療していた。同年4月4日の受診時の状況は、右膝痛の訴えがあったため両膝のレントゲン撮影を施行するが、当該部位の外傷不詳。災害を申述した同年4月4日前後で明らかな症状の変化があるかは不詳」とし、前記平成30年12月4日付け意見書において、要旨「本件傷病と請求人の主張する災害発生状況(業務)との因果関係が認められる場合の医学的根拠については、特に記載すべき事項はない」としており、F医師も、前記平成30年12月27日の意見書において、要旨「平成30年4月4日以前から右変形性膝関節症の治療をしており、4月4日以降も、その症状に大きな変化はない。」旨、述べている。

したがって、既に見たとおり本件傷病の初診は請求人が災害があったと主張する日から約5か月経過した平成30年9月7日であること、E医師は「請求人の主張する災害との因果関係が認められる根拠は特にない」としていること、請求人は災害前から膝の痛みを症状とする変形性膝関節症の治療を受けており、両医師は災害前後で症状が特に変わっていないとしていることなどに照らすと、請求人の主張する災害により本件傷病を生じ、変形性膝関節症を増悪させた事実も認められないことから、決定書に説示するとおり、請求人の主張する災害と本件傷病との間に相当因果関係を認めることはできない。

# 4 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人 の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年7月31日